

第20回アジア競技大会選手村施設計画作成等業務委託に関するご質問への回答

	項目	ご質問	回答
1	特記仕様書 p.2	選手村施設計画（案）の作成について、「発注者の求めに応じて協議に同席すること」とありますが、新型コロナウイルスの感染拡大状況等によっては、リモートでの参加も可と理解してよろしいでしょうか。	協議の方法については、社会情勢を踏まえ、リモートでの参加も視野に入れて検討する予定ですが、詳細については、今後関係者との協議の上で決定して参ります。
2	特記仕様書 p.2	後利用事業者募集の評価に係る参考資料の作成について、「提案の有効性・実現性・整合性などの整理」とありますが、「整合性」とは、上位計画や基盤整備事業ほか関連事業との整合性という理解でよいでしょうか。	基盤整備事業ほか関連事業との整合性も重要ですが、特に提案された内容と「第20回アジア競技大会選手村後利用事業者募集要項の別紙11」の内容との整合性を確認して頂くこととなります。
3	特記仕様書 p.6	トランスポートモール計画について「なお、大会の開催に係る輸送計画等に変更が生じた場合には、必要な検討を行うとともに、計画の再調整を行うものとする。」とありますが、輸送計画等の変更事項はいつ頃に発生するか、目途（他業務の完了時など）はございますでしょうか。	現時点において検討している輸送計画等に変更が生じる可能性は低いと考えておりますが、会場の変更や追加により、乗降場数等の条件が変更となる場合には、その都度調整をさせていただきます。
4	特記仕様書 p.9	「県・市の進めるアジアパラ競技大会選手村に係る検討との整合を行う」とありますが、本検討の大まかなスケジュールをご教示いただけますでしょうか。	県・市においては、令和3年度にアジアパラ競技大会の選手村に求められる機能やバリアフリー対応等についての調査・検討を行う予定ですが、具体的なスケジュールについては未定です。
5	特記仕様書 p.9	特記仕様書P.9(2)貸与品等については、受注前に企画提案書作成のために貸与いただくことは可能でしょうか。	貸与はできませんが、応募資格を満たす法人・その他団体が、一定の手続きの後に、当会の指定する場所で、業務に係る箇所のみを閲覧して頂くことは可能です。閲覧にあたっては、当会まで事前に電子メールでご連絡ください。

6	特記仕様書 p.9 受託者募集要 領2（1）	本業務の実施にあたっては、例えばプレハブメーカーなどと組んで業務を行うことを考えているが、本業務に携わった場合、今後の仮設施設の発注やトランスポートモールの発注などに参加できないなど、業務上の制約は生じるのでしょうか。受注者として制限されるのは、後利用事業の応募者等のみでしょうか。	特記仕様書の9ページに記載の受注者の制限は、現段階での制限を示したものです。今後の発注については、内容等をこれから検討する予定であるため、今後の発注に係る制限については、お約束できるものではありません。
7	特記仕様書 p.9 受託者募集要 領2（1）	受注者として制限される企業は、後利用事業の応募者のグループ企業であっても、会社が別であればよいのでしょうか。	受託者募集要領2（7）をご確認ください。
8	受託者募集要 領2	本業務については、JV（共同企業体）での参加は可能でしょうか。	本業務では、JV（共同企業体）による参加はできません。
9	受託者募集要 領6（2）	プレゼンテーションについて、2月5日（金）実施予定とありますが、緊急事態宣言下で組織委員会への直接訪問が難しい状況となった場合、その他の方法等への変更はお考えでしょうか。	今回は、社会情勢を考慮し、当会が指定するウェブ会議ツールによるオンライン形式でのプレゼンテーションを予定しています。詳細は、企画提案書受領後にお伝えいたします。
10	企画提案書作 成要領2 （1）、様式 1、様式3	昨今の押印見直しやコロナによる在宅勤務の流れの中、企画提案書には押印が必要でしょうか。	社会情勢を考慮し、企画提案書等への押印は不要とします。そのため、企画提案書作成要領2（1）、様式1及び様式3は修正しました。